

山大職組情報

2019年度 第14・15号 発行日20年1月23日
山形大学職員組合 山形市小白川1-4-12
tel & fax 023-628-4178 (内線 4178)
E mail shokikyoku@yu-union1.kj.yamagata-u.ac.jp
http://yuunion.lomo.jp/index.html

2019年度 情報交換会・報告 (第2回～同一労働同一賃金)

書記長 梶原晶彦

日時：12月23日(月) 15:00~16:50 場所：大学本部3階第1会議室

出席者

組合側：芦谷委員長 (TV会議)、仁科副委員長、大友副委員長、梶原書記長、大津執行委員、
早田(工)支部長、鈴木書記
佐藤氏(県労連)・濱田氏(地域労連)、久保氏(非正規職員組合)
大学側：阿部労務担当理事、矢作総務部長、池野人事課長、鈴木労務課長、黒沼法務支援室長、
佐竹同上席係長

<大学側配布資料>

- ① 人件費等の推移(補足説明資料)
<http://yuunion.lomo.jp/text.20191223shiryoku1.pdf>
- ② 職員給与規定等の改正について
<http://yuunion.lomo.jp/text.20191223shiryoku2.pdf>
- ③ 国立大学法人山形大学職員給与等の一部改正について(案)
<http://yuunion.lomo.jp/text.20191223shiryoku3.pdf>
- ④ 待遇比較表(諸手当・休暇)
<http://yuunion.lomo.jp/text.20191223shiryoku4.pdf>

今回の情報交換会は「同一労働同一賃金」をテーマに設定されました。そのため、県労連・東北非正規教職員組合の役員にも同席していただきました。また、先立って前回組合側から追加を要望した資料についての意見交換を行いました。

議題1 前回要望した資料(給与規程関連)について

大学側より、追加資料①~③が示され、阿部理事の説明がありました。まず①は「正規職員の削減が

進んでいるのになぜ大学全体の人件費が増加しているのか？部局ごとの財務状況の説明を。外部資金による人件費はどのように扱われているのか。」という組合側の要望で、セグメントごと(全学部、附属病院、附属学校)の人件費と附属病院の収益の推移(H26~H30)が示され、人件費が増加しているのは附属病院の人件費が4年間で7億強増加したためであるが病院は収益も増加している(25億強)、と説明されました。また、賃金の引き上げが行われていることも影響しているとのことでした。②は「給与規程改定について山形県職員との比較を詳細に検討し、住居手当については県の対応(最低金額引上げ、国4000円→県2000円)を参考にするべき」という要望に対し、県の行政職の平均給与、ラスパイレス指数、大卒初任給等と、引上げ額を変えた場合の山形大での影響額の試算が示されました。県職員給与のラスパイレス指数は地域換算後で100を超えていて本学より5ポイント以上高いが、キャリアパスの違いなどから単純には比較できない、住居手当については引上げ額を県と同様にすると差引き170万以上の増額になる(人勤準拠では400万弱の減額)、と説明されました。③は人勤準拠で改定を行う場合の規程変更の具体的な内容です。

これに対し組合側からは、①について、「こちらの要望した資料は部局ごとの財務状況、特に非常勤職員の人件費の財源や外部資金に関するものであり、全く内容不足である(注1)」ことを抗議し、「病院の人件費には医師らも含まれているのか」と質問したところ、(かなりあやふやで自信無い様子で)病院専属の臨床医師・技師らは含まれているが医学部教員は運営交付金から支出されているとの回答がありました。また、「運営費交付金は95億円で主に人件費に充てられているとの回答であるが、資料の人件費とはだいぶ開きがある(注2)。この超過分はどこから手当てしたのか」という質問に対し、詳細について全く返答できない状態で、「授業料や外部資金がどの程度人件費として使われているのか」との質問にも、「授業料は授業のため」、「プロジェクトはプロジェクトのため」と曖昧な回答を繰り返すばかりでした。その場で追及しても全く進展せず、「これまでの回答に誤りはないのか、至急確認していただきたい。」と強く要求しました。②については、試算の内訳を確認した上で、「家賃の相場から考えて、住居手当は国よりも県の基準に合わせるのが妥当である」ことを改めて主張しました。

(注1) これ以外にも、●財務四表(損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、コスト計算書)の向こう3~5年間の程度の賃金改定を行った場合と行わなかった場合の予測、●医学部附属病院のセグメント情報だけでなく会計基準第84の「特定施設」にならない償却固定資産(例えば工学部の学生寮など)に関する資料、などを要求していた。

(注2) 会計監査が終了し確定しているH30年度の退職給付を除いた人件費を計算すると、大学人件費=99.91億円、附属学校人件費=7.68億円、附属病院人件費=77.40億円、合計=184.99億円となり、11月20日提供資料の185.01349億円で満たない。今回の説明に基づき、病院人件費を除くと、大学人件費+附属学校人件費=107.59億円となり、H30年度の一般運営費交付金である95億円(ほとんどが人件費)を12.59億円(一般運営費交付金の13%超過)も超えている。

議題2 同一労働同一賃金について

まず大学側より、資料④が示され、池野人事課長より、「現在、正規職員・定時職員・短時間勤務職員の待遇比較(諸手当・休暇)について整理し、現状の職種及び雇用形態の確認を行っている。比較対象業務になる者との格差の分析なども行って格差是正を図りたいが、多岐に渡り過ぎていてまだ手をつけられていない。」との説明がありました。

これに対して、まず非正規職員組合より、2018年の誠実交渉に関する刑事告発は大学側との紳士協

定に違反するものではないことを大学も認めていることの再確認、同一労働同一賃金に対する規則の準備状況、新 36 協定に対する準備状況、有期雇用者の無期転換に対する今後の姿勢、などについての確認と質問が行われましたが、いずれも明確な回答はなく、無期転換についても「誰でもできる簡単な仕事だから（継続性は関係ない）」という返答でした。

組合側からは、まず重点項目として、①休日数の格差の解消～時給単価の格差是正、②寒冷地手当の支給、③ボーナス支給、④病休の無休解消、を挙げて、特に資料にもある通り、ボーナス、退職金、住居手当、寒冷地手当については定時職員と短時間職員との間にも格差があることから、この是正が必須であることを主張しました。さらに早急に格差是正すべき項目について提案書を出すこととなりました。大学側の進捗状況は正直かなり期待外れで、4月からの改正には到底間に合わないのではとの不安が増大するばかりとなりました。

議題 3 その他 新 36 協定への対応について

「新 36 協定」では、特別条項を定め、事業所別、職種別に詳細に、限度時間を超えて労働させる必要がある場合の理由を具体的に記載しなければなりません。そのため、具体的な対象人数や職務内容なども協定文書に記載する必要があります。この準備状況について大学側に質問しましたが、全く手が付けられていない状況で、阿部理事、矢作総務部長らも協定の新様式について理解されていないようでした。このままでは 4 月以降は一切時間外労働が認められない状況になるため、早急に対応を進め 3 月初めまでには各事業所の過半数代表者に提案・説明できるようにすることを強く要求しました。

第1回交渉報告(住居手当について)

1月22日(水) 13:00~15:15 に、大学側と第1回団体交渉を行いました。

その中で「今年度の給与規程等の一部改正」については、

- (1) 基本給表の改定(若手職員の給与平均 0.1%増)
- (3) 勤勉手当の改定(支給月数の 0.05 月分引上げ)

の 2 項目は合意しましたが、

- (2) 住居手当の改定(支給上限 27000 円→28000 円に増額、ただし原資として支給対象の家賃下限額を 12000 円→16000 円に引上げ)

は合意に至りませんでした。

【参照】(5 頁に掲載します) 1/22 資料 1 <http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryou1.pdf>

支給対象の家賃下限額を大学側の案通りに上げた場合、以下のような試算となります。

家賃	手当	
50000 円～55000 円	▲2000 円	減額
56000 円～58000 円	▲500 円～1500 円	減額
59000 円～59100 円	変更なし	
59200 円～61000 円	100 円～1000 円	増額

【参照】(6～7頁に掲載します) 1/22 資料2 <http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku2.pdf>

なお、大学側の試算では国の人事院勧告に倣った場合のマイナス改定対象者は360人、県の人事委員会の勧告に倣った場合のマイナス改定対象者は310人。プラス改定の対象者は390人(国)、410人(県)となります。

大学側が改定案の根拠とした人事院勧告では、この住居手当の増額分と減額分が釣り合っているという前提でしたが、山形大学の場合は、増額分533万円に対して減額分926万円となり、全体で約400万円の減額となってしまいます。山形県の勧告では、下限の引上げ額を2000円に抑えて均衡を図っていることから、組合側からは本学でも同様にすべきではと提案しましたが、試算の結果がわずかに増額分が上回るということで、大学側は人勧通りの改定を強く主張しました。

【参照】(8頁に掲載します) 12/23 資料2 <http://yuunion.lomo.jp/text.20191223shiryoku2.pdf>

膠着する中で、組合側からは、2000円引上げでオーバーなら、3000円や2500円の引上げではどうか、まず増減が均衡するところで考えるべきと繰り返し伝え、試算を約束させました。一方で大学側からは「改定を行わず、増額も減額もしない」という現状維持の選択肢も示されました。

後日改めて試算結果も踏まえて交渉しますが、急ぎ組合員の皆様からのご意見もいただきたいと考えております。特に、減額や増額の対象となる組合員よりのご意見をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

<1月22日 大学側配布資料>

表紙

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122hyoushi.pdf>

資料1 給与規定等の一部改正について(案)

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku1.pdf>

資料2 住居手当の概要

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku2.pdf>

資料3 開示すべきセグメント情報

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku3.pdf>

資料4 会計処理の例

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku4.pdf>

資料5 人件費等の推移

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku5.pdf>

資料6 12月11日の要求書に対する回答

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku6.pdf>

資料7-1 正規・非正規待遇比較表(諸手当・休暇)

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku7-1.pdf>

資料7-2 非正規職員職種一覧表

<http://yuunion.lomo.jp/text.20200122shiryoku7-2.pdf>

以上の内容は、1月23日のメール版職組情報 No.14 および No.15 でもお知らせしております。

国立大学法人山形大学職員給与規程等の一部改正について（案）

1 提案の趣旨

本学の役職員に係る給与について、下記のことを踏まえ、本学の財政状況を勘案しながら見直しを行うものである。

国立大学法人法第三十五条が準用する独立行政法人通則法第五十条の十に「給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされており、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準となるよう、本学では従前より人事院勧告に準拠して対応している。

2 改正規則（新旧対照表）

(1) 令和2年3月1日改正規則【資料A】

- ① 国立大学法人山形大学役員給与規程
- ② 国立大学法人山形大学職員給与規程
- ③ 国立大学法人山形大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則
- ④ 国立大学法人山形大学基本給の調整額支給細則

(2) 令和2年4月1日改正規則【資料B】

- ⑤ 国立大学法人山形大学職員給与規程

3 改正内容

(1) 基本給表

① 一般職基本給表（一）

初任給を1,500円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の基本給表

一般職基本給表（一）との均衡を基本に改定（指定職基本給表は改定なし）

(2) 住居手当

手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）。

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

(3) 勤勉手当

支給月数を0.05月分引上げ

平均1.85月（6月期0.925, 12月期0.925）
→平均1.90月（6月期0.925, 12月期0.975）令和元年度
（6月期0.95, 12月期0.95）令和2年度以降

4 改正時期

(1) 基本給表及び勤勉手当 令和2年3月1日（予定）

※平成31年4月以降の遡及相当額を給与特例一時金として令和2年3月に支給予定

(2) 住居手当 令和2年4月1日（予定）

5 今後のスケジュール

- 令和2年1月27日 経営協議会（協議）
令和2年1月30日 役員会（協議）

住居手当の概要

人事院勧告の概要

- 公務員宿舍使用料の上昇及び民間における住宅手当の支給状況等を踏まえた見直し
 - ◇ 手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ (12,000円→16,000円)
 - ◇ これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引上げ (27,000円→28,000円)
- ※ 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

山形県人事委員会勧告の概要

- 人事院勧告の内容を考慮し、本県職員公舎の公舎料及び本県職員の住居手当支給状況等を踏まえた見直し
- ◇ 手当の支給対象となる家賃額の下限を2,000円引上げ (12,000円→14,000円)
- ◇ これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引上げ (27,000円→28,000円)

【現行の計算式】

- ① 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃額 - 12,000円 (100円未満切捨)
- ② 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員
(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (100円未満切捨)
- ③ 月額55,000円以上の家賃を支払っている職員
27,000円

【人事院勧告に準拠した場合の計算式】

- ① 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃額 - 16,000円 (100円未満切捨)
- ② 月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を支払っている職員
(家賃額 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 (100円未満切捨)
- ③ 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員
28,000円

【山形県を参考とした場合の計算式】

- ① 月額25,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃額 - 14,000円 (100円未満切捨)
- ② 月額25,000円を超え、59,000円未満の家賃を支払っている職員
(家賃額 - 25,000円) × 1/2 + 11,000円 (100円未満切捨)
- ③ 月額59,000円以上の家賃を支払っている職員
28,000円

家賃額別住居手当額試算

家賃額	①現行の手当額	②人事院勧告に準拠した 場合の手当額	③山形県を参考とした 場合の手当額	差額(②-①)	差額(③-①)
50,000	24,500	22,500	23,500	△ 2,000	△ 1,000
51,000	25,000	23,000	24,000	△ 2,000	△ 1,000
52,000	25,500	23,500	24,500	△ 2,000	△ 1,000
53,000	26,000	24,000	25,000	△ 2,000	△ 1,000
54,000	26,500	24,500	25,500	△ 2,000	△ 1,000
55,000	27,000	25,000	26,000	△ 2,000	△ 1,000
56,000	27,000	25,500	26,500	△ 1,500	△ 500
57,000	27,000	26,000	27,000	△ 1,000	0
57,100	27,000	26,000	27,000	△ 1,000	0
57,200	27,000	26,100	27,100	△ 900	100
58,000	27,000	26,500	27,500	△ 500	500
59,000	27,000	27,000	28,000	0	1,000
59,100	27,000	27,000	28,000	0	1,000
59,200	27,000	27,100	28,000	100	1,000
60,000	27,000	27,500	28,000	-500	1,000
61,000	27,000	28,000	28,000	1,000	1,000

(単位：円)

※人事院勧告に準拠した場合の手当額 家賃59,000円未満は減額となり、家賃59,200円以上で増額となる。

※山形県を参考とした場合の手当額 家賃57,000円未満は減額となり、家賃57,200円以上で増額となる。

職員給与規程等の改正について

(1)公表資料における給与の比較について

公表資料をもとに給与支給の状況を比較してみましたが、採用後のキャリアパスの違いなどもあって、比較資料として適切なものとなっております。

(給与の状況)

	国家公務員 行政職（一） 平成 31 年 4 月 1 日	山形県 行政職 平成 31 年 4 月 1 日	山形大学 事務・技術職 平成 30 年度
人員	139,782 人	3,910 人	337 人
平均年齢	43.4 歳	43.4 歳	41.7 歳
平均経験年数	21.6 年	22.1 年	—
平均給与年額	—	6,061,000 円	5,588,000 円
平均給与月額	411,123 円	368,810 円	—
ラスパイルズ指数	100	100.4	95.1

(大卒初任給の比較)

	国家公務員 行政職（一） 平成 31 年 4 月 1 日	山形県 行政職 平成 31 年 4 月 1 日	山形大学 事務・技術職 平成 31 年 4 月 1 日
大卒初任給	(総合職) 185,200 円 (一般職) 180,700 円	183,600 円	180,700 円

* 国家公務員のデータは、令和元年 8 月公表の人事院勧告及び「平成 31 年国家公務員給与等実態調査報告書」から引用。

* 山形県のデータは、令和元年 10 月公表の山形県人事委員会勧告及び「山形県の給与・定員管理等について（令和元年度）」から引用。

* 山形大学のデータは、文部科学省及び山形大学のホームページで公表している「国立大学法人山形大学の役職員の報酬・給与等について」から引用。

(2)住居手当への影響について

		人事院勧告準拠	県の基準を参考
プラス改定	対象者	約 390 人	約 430 人
	影響額	約 533 万円増加	約 600 万円増加
マイナス改定	対象者	約 360 人	約 310 人
	影響額	約 926 万円減少	約 426 万円減少